

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成三十年十二月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

指定番号	第秩・二 号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成三十年十二 月六日
指定に係る道路の位置	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字拾参番六千百七 十五番一、六千百七十五番十三
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	二十四・八九メー トル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇メー トル